



島 特 通 信

発行 R7.7.17
島尻特別支援学校
校長 岡越 猛

教育へのご理解とご協力に感謝申し上げます

日頃より本校の教育活動にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。学校と保護者、地域が連携し、一学期を無事に終えることができました。お子さまのよりよい成長を支えていくためにも、引き続き皆さまのご支援をお願い申し上げます。

○オンライン欠席届のご活用を

- ・欠席や遅刻のご連絡、いつもありがとうございます。早朝（7:30前）の電話は対応が難しいことがあります。
- ・オンラインでの連絡は24時間対応可能で、職員もすぐに確認できます。
- ・学校ホームページの「オンライン欠席届」の活用にご協力ください。

○登下校時の交通安全について

- ・300名を超える子どもたちが登下校時に「ヒヤリハット」事例が報告されています。
- ・横断歩道の利用や一時停止など、大人もお手本となる行動を心がけていただき、安全な通学へのご協力をお願いいたします。

○自動販売機の設置検討

- ・児童生徒からのアンケートを行いました。その中に見られた要望や県からの要請もあり、現在、自動販売機の設置を検討中です。



○クーラーR7後期に実施

- ・小学部を中心に、クーラーの故障による代替教室での授業が続いております。
- ・ご不便をおかけし申し訳ありません。大規模改修工事（全館での空調整備・LED等の切り替え）を予定しています。工事期間中が決まりましたら、お知らせいたします。

○教育活動・内容で今年度特に重点的に取り組むこと

- ・自己選択・自己決定する力の育成・居住地校交流の推進・就学の見直しの推進（居住地域への転校等）
- ・「特別の教科 道徳」の「特別活動」の指導を重視し学級担任による児童生徒の心身の成長、内面の成長を通して、将来の社会参加に必要な力の育成（キャリア教育・進路指導）の充実を図る。

○修学旅行・運動会・学習発表会等の行事の見直しについて

- ・修学旅行・運動会・学習発表会などについては、感染症対策や熱中症対策、教職員や保護者の負担軽減も踏まえ、内容や実施方法の見直しを進めています。
- ・多くの保護者が参加される行事でもあるため、今後ともご理解とご協力をお願いいたします。

○教職員の働き方改革へのご理解をお願いいたします

近年、教職員の長時間勤務や人手不足が全国的な課題となっており、本校でも教職員が安定して教育活動に取り組めるよう働き方改革を進めています。以下の点について、ご理解とご協力をお願い致します。

- ① 対応時間について
教職員の勤務時間は8:30～17:00です。原則として、連絡やご相談はこの時間内をお願いいたします。
- ② 個人携帯・SNSでのやり取りはお控えください
LINEやSNS、教職員の個人携帯での連絡は、原則として行っておりません。学校を通じた公式な手段をご利用ください。
- ③ ご要望・ご意見について
教育活動は、学校と保護者が協力して進めていくものです。一方的または過度なご要望、理不尽な言動はご遠慮ください。公教育では、個別対応と全体の教育バランスを考慮して運営しています。
- ④ ICTツール「楽メ」の導入について
バスロケーションシステムの導入、欠席連絡、公文発送、連絡帳などの電子ツールへ移行予定です。試行期間を経て、導入の際は担任等と確認して進めていきます。

○スクールバスについて

- ・現在、4台体制で運行しております。定時運行・安全な引き渡しのため、2学期以降もご協力をお願いいたします。
- ・行政委託事業のため、すべてのご要望に応じられない場合があります。
- ・利用は原則として義務教育段階の児童生徒が優先となります。

○「就労選択支援」制度が始まります

- ・高等部3年生を中心に、校内外での実習を終えたところです。
- ・令和7年10月より制度が変更される予定で、学校としても研修や情報提供に努めてまいります。
- ・先日の「PTA福祉サービス事業所合同説明会」への参加もありがとうございました。

○R7年度 学校評議員会の紹介

・本校には5名の学校評議員を委嘱しております。学校経営方針や各学部の様子を報告した上で学校運営への助言を頂いております。

大城政之 氏（元本校学校長）
新里 聡 氏（本校PTA会長）
宮城 徹 氏（八重瀬町字友寄区自治会長）
伊沢裕秀 氏（社会福祉法人ニライカナイ）
松尾理沙 氏（沖縄大学准教授）

○産業医の紹介

- ・本校には200名を超える教職員がおり、毎月衛生委員会を開催しております。今年度より社会医療法人友愛会友愛会医療センター院長の嵩下英次郎先生を産業医として、労働環境について指導助言を受けております。
- ・7月は沖縄県の感染状況の傾向や熱中症のリスクについて校内委員向けに講話頂きました。熱中症・感染症等の予防に努めております。

○社会課題として動き出したカスハラ対策への取組

2024年7月より厚生労働省からカスハラ対策を企業に義務付ける方針を示すなど、**社会課題としてカスハラ対策に取り組む動きが強まっています。**

学校関係者が加害者にも被害者にもならないためにも、下記の点にご留意下さい。

カスタマーハラスメントとは、

顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業関係が害されるもの

【カスハラ行為者】民法 | 損害賠償責任（民法709条）【カスハラ行為者】刑法・軽犯罪法 | 刑事上の責任

「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有する」（教育基本法第10条より）

教育基本法の一文が示すように、子どもの教育の出発点は家庭にあります。そして、その教育は、学校だけで完結するものではなく、家庭と学校、そして地域社会が手を取り合って支えていくものです。

近年、教育現場を取り巻く環境は大きく変化しています。

- ・多様なニーズへの対応
- ・教職員の働き方改革
- ・教員不足や若手教員の離職増加
- ・保護者や社会からの期待の高まり など、課題は複雑化・深刻化しています。

こうした中で、私たち学校が子どもたち一人ひとりにしっかりと向き合い、未来へつながる学びを保障していくためには、教職員が心身ともに健康で、前向きに教育活動に取り組める環境づくりが必要不可欠です。それを実現するためにも、保護者の皆さまとの信頼関係、そして日々の協力と対話が何より大切だと感じています。本校の保護者の皆さまは、いつも温かく見守り、ご理解・ご支援くださる、私たちにとって最も心強いパートナーです。そのことに改めて深く感謝申し上げます。

7月12日（土）に開催されたPTAスポーツレクにも多くのご家庭が参加され、楽しい時間を過ごすことができました。ありがとうございます。

今後とも、子どもたちの笑顔と成長を第一に考え、学校と家庭がともに歩んでいけるよう、ご理解とご協力をよろしくお願いたします。